***住宅用太陽光発電のＦＩＴ買取期間満了に関するＱ＆Ａ***

Ｑ１　２０１９年から買取期間が満了するということですが、固定価格買取制度が終わるのですか。

Ａ１　固定価格買取制度自体が２０１９年に終了するわけではありません。固定価格買取制度では自家用太陽光発電の固定価格買取期間が１０年間とされており、２００９年１１月にスタートした余剰電力買取制度の適用を受けた発電設備が２０１９年１１月以降順次買取期間の満了を迎えることになります。

Ｑ２　どの電力会社と新しい買取契約を結べばいいですか。

Ａ２　大手電力会社から新電力会社まで、多くの会社が電力買取プランを発表し電力買取を行うこととしており、会社により買取価格などが異なります。電力使用契約とのセットプランなどもありますので、十分に検討して御自分にとって有利と思われる売電先を見つけてください。

Ｑ３　買取期間満了後に何もしないとどうなりますか。

Ａ３　買取期間満了後も契約が自動継続となっている場合は、新しい単価で継続して買取が行われます。 自動継続でない場合は、いずれかの小売電気事業者と買取契約を結ばない限り、買取者が不在となるため、余剰電力は九州電力送配電株式会社（２０２０年４月以降）が無償で引き受けることになります。

現在の売電先が九州電力の場合は、買取期間満了後の契約は自動継続となっているため、特に手続きは必要なく１ｋＷｈ当たり７円の新単価で買取が継続されます。

Ｑ４　蓄電池や電気自動車などと組み合わせて自家消費する場合と、新たに売電先を見つけて売電する場合とでは、どちらがよいでしょうか

Ａ４　家庭ごとの電力使用状況や生活スタイルによって差があり、また、小売電気事業者等の買取メニューによる売電価格も様々に異なることから、どちらにメリットがあるかは一概には言えません。御自身にあった使い方を検討し、選択することが大切です。

Ｑ５　自家消費のためには蓄電池や電気自動車などが必要ですか。

Ａ５　必ずしも必要ではありません。例えば、エコキュートなどの湯沸器の設定を変更して発電する時間帯にお湯を沸かしたり、余剰電力を電力会社に一時的に預けて夜間に引き出して使うようなプランを活用したりすれば、自家消費を拡大することができます。ただし、発電した全量を自家消費できるかは各家庭の状況によって異なります。

Ｑ６　蓄電池を設置する場合、注意することはありますか。

Ａ６　現行のＦＩＴ制度のもとでは、ＦＩＴの認定を受けた後に蓄電池を設置する場合、「自家発電設備等の変更」に該当するため、買取期間満了後であっても、ＦＩＴの認定を受けた設備である以上は、変更認定を受ける必要があります。ただし、買取期間が満了した設備における変更の取扱いについては国でも検討が行われており、今後新たな方針が示される可能性があります。

Ｑ７　熊本県で売電できる会社を知りたいのですが。

Ａ７　九州電力株式会社は新プランで買取期間満了後の余剰電力を買い取ると発表しています

　　　→<http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_afterfit.html>

資源エネルギー庁のホームページでは地域ごとに売電できる事業者が掲載されています。

→<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/retail_electricity_utility.html>

地域で発電した電力を地域の電力会社に売電することは、電力の地産地消につながります。

熊本県内に本社を置き、電力買取を行うことを発表している以下の新電力会社があります。

※　令和元年８月時点で熊本県が把握している分です。

　株式会社熊本電力　　　　　　　　096-284-1591　<https://kumamoto-energy.co.jp/>

株式会社ネイチャーエナジー小国　0800-800-5084　<https://oguni.de-power.co.jp/>